

「地方版図柄入りナンバープレート制度」の概要

これまで、国土交通省により「希望番号制」の導入や「ご当地ナンバー」の導入等の取組みが進められてきましたが、今回「地方版図柄入りナンバープレート制度」の導入が新たに決定されました。この制度は、地域振興等の一環として、各地域の特色ある図柄を導入した自動車用ナンバープレートを希望者へ交付する制度で、平成30年10月頃から交付開始予定となっています。希望しない場合は通常のナンバープレートとなります。

(1) 交付単位

通常ナンバープレートの地域名表示が単位となりますが、富士山ナンバーは県域をまたいでいる等の特殊性があることから、山梨県側と静岡県側で別図柄での導入が可能となりました。当地域の場合は、山梨県側の富士山ナンバーの対象7市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、道志村）が交付単位になります。

(2) 交付主体

国土交通省

(3) 図柄の内容等

- 対象とする車種及びナンバープレート

| 車種 | 用途 | ナンバープレート |
|-------|----------|--------------|
| 登録自動車 | 自家用及び事業用 | 大型番号標及び中型番号標 |
| 軽自動車 | 自家用 | 中型番号標 |

- 今回の意見募集の結果を踏まえ、対象7市町村で組織する委員会で最終決定した図柄及び提案書等を国土交通大臣に提出します。
- 国土交通大臣は有識者審査会を開催し、図柄等の可否を決定します。
- 提案された図柄の色合いについては、視認性を確保するため、国土交通省と提案した地方公共団体と調整の上、修正することがあります。
- 導入決定された図柄は、平成30年10月頃から交付される見込みです。
- ナンバープレートの図柄はフルカラー（寄付金付き）とモノトーン（寄付金なし）の2種類になります。
- 図柄入りナンバープレートの交付の際に寄付された寄付金は、その地域の地域交通のサービス改善、観光振興などに活用されます。